

Title	前號正誤表(二)
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1955
Jtitle	史学 Vol.28, No.1 (1955. 4) ,p.125- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19550400-0125">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19550400-0125</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

B.C.Keeney, Judgement by Peers,

Camb., Mass., 1949, in-8°, (XII)-191p.

これは問題の主點をイギリスに置いてあるが、視野を廣くヨーロッパ一般に亘る比較研究である。彼の立場はアティティ・カルタの九條の研究である。彼の総論もつてゐる處は、この種の裁判方法は「ヨーロッパ相互間の法律」、すなはち「ヨーロッパの間の訴訟」には適用されない。マダナカルタの適用を監視する「五十人委員会」は pairs であつたことが指摘されてゐる。1115年より中世末葉の時期については簡単に觸れてあるのみである。

最後に最近物故したアメリカの中世史家ラップレーの遺稿が出版されたしむる處にて置く。

Gallard T. Lapsley, Crown, Community and Parliament

in the Later Middle Ages,

Oxford, 1951. in-8°, XV-240.

この本は、一九三八年以前のイギリス政治制度の「アトリオグラフ」、「マーク條令」の研究等の雑誌論文が所収されている。

以上中世イギリスの政治史、憲法史關係の著書を、プロコの書評を基礎として紹介した。同じく政治史、憲法史等の領域に於いても優れた雑誌論文、原史料の翻刻もあるが、今回は翻譯をやめて頂みたい。

前 號 正 署 表 (11)

前 號 正 署 表 (11)

前 號 正

段 行 誤

1 ～ 2 1

を置いて考察して見た

い。

六八

を置いて考察して見た

い。

六九

を置いて考察して見た

い。

七〇

を置いて考察して見た

い。

七五

を置いて考察して見た

い。

七九

を置いて考察して見た

い。

1

を置いて考察して見た

い。

Henry, III

を置いて考察して見た

い。

Henry III

を置いて考察して見た

い。

12

を置いて考察して見た

い。

13～14

を置いて考察して見た

い。

13

を置いて考察して見た

い。

13～14

を置いて考察して見た

い。

13

を置いて考察して見た

い。